



# 相談支援事業の充実強化をめざして

～サービス等利用計画の完全実施に向けて～

東北地区相談支援部会長

山形県

社会福祉法人愛泉会 向陽園

八柳 律子

# 山形市の概要

- 山形県中東部に位置し、県庁所在地  
仙台市には車で1時間
- 人口・・・25万3千人（2013. 4月現在）
- 四方を山に囲まれた盆地  
（数年前まで全国最高気温保持市、40,7度）
- 観光地・・・山寺、蔵王
- 食べ物・・・日本一の芋煮会（牛肉、醤油ベース）  
さくらんぼ、ラ・フランス、等果実  
米（つや姫、はえぬき、ささにしき）
- スポーツ・・・サッカー・・・モンテディオ山形  
バレーボール・・・  
パイオニアレッドウィングス

酒田市  
飛島

山形県  
YAMAGATA



# 山形市地域自立支援協議会

- 平成18年11月  
3障がい各1事業所ずつ委託  
地域自立支援協議会立ち上げ準備  
委員の選定案、組織図案等
- 平成19年4月から3事業所追加、6事業所へ  
6事業所と山形市で事務局となり、設立準備
- 平成19年8月設立  
事務局を担う相談支援6事業所は山形市の  
窓口の出先機関的な位置づけ

# 委託業務の内容（抜粋）（現在）

1. 障がい者等相談支援事業
  - ・総合的な相談
  - ・サービス利用調整、ケア会議等関係機関との連携
2. 特別相談事業
  - ・障がい福祉サービス事業者に対する指導・助言
3. 障がい福祉サービスの利用調整業務
  - ・自立支援給付、地域生活支援事業、児童の通所支援事業  
障がい者手帳交付等、障がい福祉のサービスに係る利用申請手続きの受付・代行
  - ・サービス等利用計画及び障害児支援利用計画策定の計画的実施について他センター及び障がい福祉サービス事業者との連絡調整
  - ・福祉タクシー利用券・福祉給油券の交付事務
  - ・山形市障がい者雪かき等支援事業に係る申請受付 及び調査

### 4. 山形市地域自立支援協議会支援業務

- ・山形市地域自立支援協議会の事務局として当該協議会の運営を行うこと

### 5. 災害時支援業務

- ・災害時において、要援護者の実態把握や緊急的な福祉サービスの調整等、必要な救護、支援活動を行うこと

### 6. 相談支援システムの研究開発業務

- ・相談支援に関するシステム等、効果的な相談支援を実施するための研究開発を行うこと

### 7. 障がい者の権利擁護及び虐待防止に関する業務

- ・障がい者の権利擁護及び虐待防止に関し、山形市及び関係機関と協力し、必要な業務を行うこと

# 山形市地域自立支援協議会の組織

- ここ数年、組織、あり方で意見の相違が見られ、昨年度見直しし、改正
  - 山形市地域自立支援協議会定例協議会 年3～4回
  - 事務局会議
  - 専門部会
    - 相談支援部会
    - 生活支援部会
    - こども部会
    - 就労支援部会
    - 移動支援部会
    - 広報部会
    - 医療連携部会
    - 安心生活部会
  - 課題だったこと
    - 委員が活用されていない
    - 代表者がいない（メリット、デメリット）
      - • • 事務局会議主導でやってきた。
    - 発達支援部会 • • • 者と児を分けるかどうか 等々

# 計画相談実施に向けて

山形市の計画相談対象者・・・約1,500名  
(1年平均500名ずつで3年間)

- 平成23年12月事務局会議で  
次年度から委託料をアップする予定があるので  
相談員を2名体制にしてほしいとの話があった。
- 平成24年1月  
次年度体制についての管理者会議
- 平成24年2月  
相談支援部会や事務局会議で計画相談実施の件に  
ついて話し合いを開始



# 相談支援専門員数の変化

- A事業所
  - 相談支援専門員 1 名→相談支援専門員 2 名
- B事業所
  - 相談支援専門員 1 名→相談支援専門員 2 名→ + 1 名
- C事業所
  - 相談支援専門員 2 名、共同生活介護事業サビ管兼務 1 名  
→相談支援専門員 2 名、相談支援員 1 名 → + 1 名
- D事業所
  - 相談支援専門員 1 名、他支援センター兼務 1 名  
→相談支援専門員 2 名、他支援センター兼務 1 名  
共同生活介護事業サビ管兼務 1 名、相談支援員 2 名
- E事業所
  - 相談支援専門員 1 名→相談支援専門員 2 名、
- F事業所
  - 相談支援専門員 1 名→相談支援専門員 2 名

# 話合いの内容

★具体的な事務手続きについての説明

★対象者の拡大について

→7月の更新や、障害程度区分再認定の時期に合わせ、支給申請を前倒して徴する方法

- 既に相談支援事業者を利用している者について
- 未だ相談支援事業者を利用していない者について

★相談支援事業者の選択について

→結果として、市役所からの名簿をもとに、事業所間で利用者さんを割り振った。

★ご本人・ご家族への周知について

★福祉サービス事業者への周知について

# 実施途中でのクレーム・課題

- 24年度で500名を実施するにあたり、お一人おひとり相談支援事業所を選んで頂くのは大変なため、事前に相談支援部会で割り振りをすることになり、書面に記載し、変更したい場合は選んで記入して欲しい旨書類を送付した

- ご家族は、あまり良く書類は見ない方も多い

→相談支援事業所を選べないなんて、  
措置時代に戻ったようだ。

→嫌いな法人の相談員が来た。

→変更をしたいのに対応してくれなかった。

市役所担当者の対応・返事も悪かった！！

- 新規利用の方の場合、認定調査に同行した。
  - サービス提供事業者（特にNPO法人や元小規模作業所だった事業所など、相談支援体制がかわることを知らないスタッフも）
  - どうして相談支援事業所がくるの？
- ご家族やサービス提供事業所への周知をお願いしたのに上手くいかなかった。
- 支給申請書等書類の記載の仕方が悪かった。

- 実際にスタートしたのは、9月頃から
- 事業所による件数のばらつき  
相談支援専門員1名につき 10名~40名  
事業所50件~100件  
(新規事業所は10件程度)
- 他障がいの相談支援専門員の担当での不安
  - • • サービス提供事業者側から
- ロ々にでる言葉は • • • 死にそー！  
来年どうなるの？

# 計画相談を実施してのメリット

- 小さい事業所、抱え込んでいる事業所、情報をあまり入れていない事業所
  - 風穴をあけることが出来る
- 事業所とご家族の密接な関係
  - • • ご家族に言いたいことが言えない
    - 第三者から言ってもらえる  
(逆パターンもあり)
- 利用者を抱え込んでいる事業所
  - 利用者が動く。夢の実現に向けて

# 平成24年度計画相談実施の現状

	人数 (人)	(内： 障がい者数)	(内： 障がい児数)
サービス利用者数	1,562	1,192	370
24年度 計画作成実施者数	516	445	71
計画未対応者数	1,046	747	299
内訳			
今後の区分 更新者予定数	約200	約200	
訓練等給付などでの 計画作成予定者数	約850	約550	299

相談支援事業所数・・・山形市内 9事業所（24年度末）

・委託事業所6 ・知的のみ2 ・障がい児9

## 山形市との連携の仕方

- 毎月の事務局会議前の相談支援部会で現状・課題を整理し、市で対応・変更して欲しい事など協議し、その後の事務局会で、その都度、山形市担当者へ伝えている。
- それぞれの事業所で課題があれば、事前に市と協議・連絡をして、事務局会議に提案する。
- 事務局会議を一緒にやっているなので、意見は言いやすい。



## 平成24年度実施後の課題

★12月、2月 実施してみての話し合いをし、変更点これから考慮しなければならない事が出てきた。

- 残り約1000件をどのように実施していくか？
- 訓練等給付でのサービス利用者は、区分未判定での新規利用者が多いのではないか？
- 同じパターンで、更新時期でやると、今年と同じように期間が集中してしまう。これに今年度分のモニタリングが入ってくると・・・やれない！！
- 相談支援事業所が増えない。
- ご家族、サービス提供事業所への周知、連絡をどうするか。・・・

# その後の動きと方向性

事務局会議で課題を整理し、どのように変更していくのか、振り返りを行っていきこう。

- ★市役所担当者が、このままでは終わらないかもしれない、と不安を漏らすも、メンバーの方から、3年間でやれるような方法を考え、対応していくべき、との発言があり。
- ★半年やってみて、どの事業所もかなり疲弊している。3年後のペースがずっと続いていくことを考えると、年間同じペースでやれる方法を考えて行きたい。
- ★相談支援事業所の多くが、スケールメリットで事業展開が出来る大きい法人、赤字事業でも最先端事業、重要な業務であることを認識してくれる法人。しかし相談支援事業を増やしていくためには・・・

今後各事業所で関わっている方で  
計画相談を担うと予想される人数  
(各事業所、名簿を持ち寄りすり合わせ結果)

	A事業所	B事業所	C事業所	D事業所	E事業所
成人	22	11	57	16	39
児童	14	2	12	65	0

F事業所	G事業所	H事業所	I事業所	J事業所	合計
50	5	9			187
8	26	0	15	3	145

# 現在の話し合い状況

- 今年度のノルマとして、前表の今年度予定約330名の他に170名の計画相談の必要。
- 説明し理解を得て、相談支援事業所を決めてもらう方法として
  - 現在利用している事業所が、制度説明を行い、事業所を選択していただく。
  - 各事業所に説明をした方が、理解を得るのにスムーズではないか。その際希望する相談支援事業所の聞き取りをしていただくと丁寧なのではないか。

- 事業所ごとに計画相談に入ってはどうか。
- 児童は成人に達した時点で、他の相談事業所に移るのではなく、継続して支援をお願いしたい。
- 想定していたより、これまで各事業所で関わっている方が少なかった。関わりがなかった方への計画相談を、計画的にすすめていく必要がある。
- 他市町村からの委託を受けている事業所もある。
- 各事業所受け入れのキャパシティー、空き状況を共有し合うことが必要。しかし、現行のままでは、モニタリングの時期は、どの事業所も受け入れが困難であるため、市の支給決定時期をならすなどを継続して検討してもらうことが必要。

# 市町村と連携していくには

- これまで行政とは上下関係的イメージ
- 意見があっても、特に職員レベルではなかなか言えなかった。
  - 事務局会議のなかで仕事をやれる対等な関係が出来て行った。
- 市街化調整区域問題でグループホーム・ケアホームが作れない。
  - 山形市長と語る懇談会で、市長の鶴の一声で条例改正が叶った。

～行政とは対立するのではなく、  
連携し合いながら上手に付き合っていきたい～

# サービス等利用計画の完全実施に向けて

- 市町村は、他市町村の計画相談実施の状況を知らない。
  - • • 知りたいと思っている、はず。
- 山形県内では福祉サービス提供事業所、相談支援事業所が全くない町もあり。 • • • どのように実施すればよいかわからない。
- サービスがない町等は広域での実施する等、地域自立支援協議会との連携・協働。
- 人材育成、研修体系。相談支援専門員を一人ぼっちにしない。
- 何のために、計画相談が実施されたか？を考える！
- 相談支援事業所を増やそう！

★社会福祉法人施設（特に福祉協会会員事業所）は、  
役割りとして立ち上げて頂けるとありがたいです！！

～ ご本人たちの、夢の実現ために ～



ご清聴ありがとうございました。